

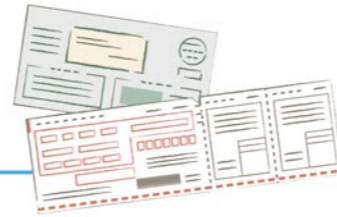
65歳以上の低所得者を対象に 介護保険料の一部を軽減

●問い合わせ 税務課 (☎内線 1174)

65歳以上の人の介護保険料は、所得に応じて9段階に分かれています。そのうち、第2・3段階（年額47,600円）の人で、次の要件全てに該当する人は申請により保険料を軽減します。

対象要件

- ▷世帯全員が市民税非課税であること
- ▷世帯の前年の収入合計額が生活保護法による生活保護基準額の1.2倍以下であること（右下表）
- ▷市民税課税者に扶養されていないこと（世帯が別でも、市民税課税者から仕送りを受けたり、税の申告上や保険証の被扶養者になっていたりする場合も扶養されているとします）
- ▷市民税課税者と生計を共にしていないこと（2世帯住宅などで生計を別にしている場合であっても、市民税課税者と生計が一つであるとみなされる場合は、生計を共にしているとします）
- ▷資産などを活用してもなお生活が困窮している状態であること（居住用以外に不動産がある場合や、預貯金、手持ち金などが60万円以上ある場合は、対象外になります）
- ▷介護保険料に未納がないこと



軽減の内容

年額47,600円が年額28,500円に軽減（申請月で処理を行うため、軽減額は月割り）

該当した場合

年金から保険料を差し引かれている人は、途中から納付書で納付

●対象になる世帯の前年の収入合計金額

区分		金額
1人世帯	65歳～69歳	996,504円以下
	70歳以上	933,864円以下
2人世帯	2人とも65歳～69歳	1,486,764円以下
	1人が65歳～69歳、もう1人が70歳以上	1,431,324円以下
2人とも70歳以上		1,375,884円以下

●介護保険料（平成30年度～2020（平成32）年度）

所得段階	対象者	負担割合	年額	月平均
第1段階	▷生活保護を受けている人 ▷世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または本人年金収入などが80万円以下の人	基準額×0.45	28,500円	2,375円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75	47,600円	3,967円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない人	基準額×0.75	47,600円	3,967円
第4段階	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税の人（前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人）	基準額×0.90	57,100円	4,758円
第5段階	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税の人（第4段階に該当しない人）	基準額×1.00	63,400円	5,283円
第6段階	本人が市民税課税の人（前年の合計所得金額が120万円未満の人）	基準額×1.20	76,100円	6,342円
第7段階	本人が市民税課税の人（前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人）	基準額×1.30	82,400円	6,867円
第8段階	本人が市民税課税の人（前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人）	基準額×1.50	95,100円	7,925円
第9段階	本人が市民税課税の人（前年の合計所得金額が300万円以上の人）	基準額×1.70	107,800円	8,983円

一定の所得がある人は3割負担に 介護保険サービスの利用者負担

●問い合わせ 高齢介護課 (☎内線 1142)

高齢化が進む中、介護を必要とする人も増加すると見込まれています。これからも介護保険制度を安定して運営していくための改正の一つとして、利用者負担の割合が所得に応じて、下表のとおり、1割、2割または3割（8月から）となります。



負担割合	対象者
3割	▷本人の合計所得金額 ^{※1} が220万円以上 ▷同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が次にあてはまる人 ①単身の場合340万円以上 ②2人以上の場合463万円以上
2割	▷本人の合計所得金額が160万円以上 ▷同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が次にあてはまる人 ①単身の場合280万円以上 ②2人以上の場合346万円以上
1割	本人の合計所得金額が160万円未満

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

福祉用具貸与価格を「見える化」

10月から福祉用具の全国貸与価格が公表され、上限額が設定されます。また事業者は、利用者に対して貸与商品の全国平均貸与価格と利用する事業者の貸与価格の両方の提示と、機能の説明が義務づけられます。



※4月から価格帯が違う複数の商品の提示が義務付けられています。

納められないときは

国民年金保険料の免除申請

●問い合わせ 国保年金課 (☎内線 1126)

免除制度

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請により免除される制度があります。免除の申請をすると、本人、配偶者と世帯主の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部か一部が免除されます。

- ※一部免除には、次の三つの免除があります。
- ▷4分の3免除（4分の1納付）
- ▷半額免除（半額納付）
- ▷4分の1免除（4分の3納付）
- ※一部免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないで未納と同じ扱いになります。



納付猶予制度

50歳未満の人には、納付猶予制度があります。申請をすると、本人と配偶者の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると全額の納付が猶予されます。※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

承認期間

平成30年7月分～2019（平成31）年6月分

審査は、前年の所得により判定されますが、失業などの理由で免除されることもありますので、お問い合わせください。

所得要件の審査は、税の申告内容をもとに行います。申請者本人、配偶者と世帯主のうち、税の申告をしていない人がいる場合は、申告をした上で、免除などの申請をしてください。